

是非独立した特別会計で計理してほしいという要請が特別
調査庁からござりましたので、本年度から福生町立福生第一小
学校防音工事特別会計を設けようということや、本県を援出
た次第でござりますので、よろしく審議の上、ご可決のらん
ことをお願ひ申し上げます。

一議長(石川信義君) これより質疑を行ないます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義君) これより質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第六十号は、原案どおり決す
るに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

一議長(石川信義君) 異議なしと決めます。さうで議案第六十
号は、原案どおり可決いたしました。

一議長(石川信義君) 日程第八昭和三十一年度町立福生第一小学校防

音工事特別会計歳入歳出予算案、議案第六十号を議題に決
めます。局長として議案の説明をいたさせます。

(町田議会議務局長相説) 省略

一議長(石川信義君) 理事長から提案理由の説明を求めます。

一町長(篠崎俊夫君) 議案第六十号、昭和三十一年度町立福生第一小学
校防音工事特別会計歳入歳出予算案について説明申し上げます。

第一小学校の鉄筋コンクリート三階建て改築予定坪数は、まだ設
計が完了しておりません。給食堂と小使室を設けまして延べ千四百四坪
五八でございまして、この内、国庫支出金の対象となる坪数は、さう
少なく、千三百八坪八一坪のみであり、その差の百五坪七六と給食
室、小使室を加えますと大体六百七十坪位になります。この坪
数が町負担となるわけをござります。教室数で申し上げますと、昔

通教室が千二教室、それから準備室をつつしました。特別教室が大教室でございまして、その内本年度は普通教室五、準備室が三、玄関、機械室、それから各階の便所等の坪数も合計で二百六十七坪十六と本年度実施するからで、町独自負担しなければならぬものとしては、負担金のほか暖房設備があるわけでありまして、それから大体六百万円位かかるものと承えたい。また調達の査定がすぎませんとはつきりしたことばかりませんが、国庫補助分だけを今回の予算では対象としておしめて、さしあたり、設計費の支払い、あるいは事務費等の支出に支障がないようにしようという事で本案を提出した次第でございまして、かつさく第一小学校の防音工事関係の町負担分はいわゆる予算の趣意をすろというところのふございまして、この点のふり承を願ひたいと思ひます。また歳入予算についてご

説明も申しあげます。第一款の国庫支出金といひおしめて二千七百七十三万円の内定いたしておきまして、これは本年度の金額でございませう。この内、工事費補助金としておしめて二千六百四十万円、それから附帯事務費補助金として百三十三万円、これを合計しておしめて二千七百七十三万円と承るわけがございまして、大体防音工事の経費としては、基本工事費が坪セ万五千円位、防音工事としてその他に三万円程度かかるので、合計坪セ万五千円ということとございします。それから附帯事務費の百三十三万円は工事費の五%となつており、この内三・五%が設計監督費、残りの一・五%が事務費として配分されるわけがございします。次に歳入でございまして、第一款の教育費の内常総費で二千六百三十四万円を計上しようとするもの、ふございします。これは金額工事請負費でございまして、第二目の工事雑費として十万円を計上しようとするもの、ふございします。

二、建設現場関係のいふいふ雑費を計上しようとするものや、
この十ヶ月と総経費三千六百三十八円を加えしき三千六百四十八
円が国からの工事補助金となるわけがござります。第三目の事務
費は百三十三円を計上しようとするわけがござりますか、その内
訳は先程申しあげましたように、設計監督本料料九十三万四千
円、二、三、五%をとめ、その他の事務費で一五%にあたるもの
が四万六千円となるわけがござります。さういふわけで、歳入
合計は歳入合計と同額の三千七百七十三万四千円となる次第でござい
ます。よろしくご審議のほどをお願い申しあげます。

一議長（石川信義君）

二、より質疑を行います。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

二、より質疑を総括いたします。

おはかりいたします。議案第六十号は原案どおり決するに

二、異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

二、異議なしと決めます。さうで議案第六

十号は原案どおり可決いたしました。

一議長（石川信義君）

日議第九頁を寺当に送するお願ひ、陳情

第三号も議題に供します。局長として陳情借書の朗読を

させていただきます。

（町田議会議務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）

本件につきましては理事者の承認を依頼いた

たします。

一町長（瀬古清蔵君）

ただいま提案された職員組合からの陳

情書でござりますか、二百日に町村長会並びに議長会との合同

会議が開かれますので、両方町の町村長会におき、この問題につ

して慎重審議かたがたのたわけがござりますか、それについて
しても、職員組合からの要望をどうするか受け入れると
ことも、財政面から考えにしても、どうなる問題でござりますか
何人にも行政運営のため、日夜努力をされておる職員がござ
ります、どうもだけのことは、議会のほうで承知をいたして、やっつや
りたいと承知をあらわすのでござります。毎年夏季手当、及び年末
手当については各町村会、並びに議長会におりて、いろいろ申し
合せを行い、さうしてそれのつとりまして措置をするという
ようなことが毎年繰り返されておるわけがござりますか、なかたの
申し合せどおり執行されない面がござりますして、その点については残
念に思うわけがござりますか、とりあえて本年のところは、条例
に基づいての暫定措置として支給し、他の町村のやり方等も十分見
まわめをして、所管の委員会におかれし、猶ほしないと承知を
おる

わけがござります。是非とも委員会に付託いたして承
知し審議し措置したいと思ひますので、さうしてご承知いただ
きたいと思ひます。なお議員さん方の点についてもさういふ承
知の点もご猶ほしていただきたいと承知をおり、職員に対しては、す
べて条例に基づいての暫定措置として支給されておりますので
さういふ合せでご承知いただきたいと思ひます。

議長（石川信義君） このより質疑を行います。

（異議なしと呼称あり）

議長（石川信義君） このより質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、総務委員会に付託して
願うことと承知したいと思ひますか、それについて異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

議長（石川信義君） このより質疑を終結いたします。

一議長（石川信義君）

日程第十一項（所中央商會会小銀灯設置に

関する請願書、請願第五号と議題に供します。局長として請願書の朗読をいたさせます。

（所長議會事務局長朗読）省略

一議長（石川信義君）

紹介議員米泉議員より本主旨の説明を求めます。

一十六番（米泉董君）

ご指定のありましたので、ただいま議題となりました請願について若干の説明申し上げます。ただいま事務局長から朗読のありましたよう内容であり、又末尾には收支予算書も添付されておりますので、ご賛願えねばおわかりいただけらるものと申し上げますので、ご審議のほどお願いいたします。

一議長（石川信義君）

これより紹介議員に於ける質疑を行います。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

これより質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については建設委員会に付託し、詳細な審議を願うことといたしたいと思います。これより異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお本件は内会中の継続調査に付したいと思っております。これより異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

一議長（石川信義君）

日程第十二項（所行政区域変更に関する請

願書、請願第四号と議題に供します。本件については総務

本委員会に審査を依頼してありますので、委員長から報告願います。

一、三番（大久保）郎君　ご報告がありましたら、審査報告を申しあげます。

（諸君審査報告書朗読）省略

以上の経過についての概要を申しあげたいと思っておりますが、ご承知の通り、ここは福生町からではなく、隣りには砂川、前は昭島という所があることと、⁴と申しますと、非常にお気うとくを立場で、諸君の主旨としては了解できるといふふうに決まっておりますが、これについては砂川という交換地という問題もあり、又砂川の態度もわかりませんので、本人から砂川に諸君書を出していただくということと、地方自治法の第百五十四条にありうところは誰からも諸君できるといふところがあり、本人から砂川に出していただく

いたわけでございます。ただまたさうして、六月十九日に砂川の議会の開催がございまして、砂川として、諸君については、連絡するよう理事者に任ずるということと、万場一致で可決されたという本人からも連絡があり、又砂川の関係する議員である諸君からも連絡があったわけでございます。さういう関係から総務委員会として、これは慎重審議したわけでございますが、今後砂川と福生町の接点については、当然、^境境変更の問題、財産処分の問題等、両町の協議が進行、両町の議会の議決を経て都知事により、国が告示するというところのございすか、本諸君の主旨は、さういふもので、理事者が砂川と接点していただくといふことと、さういふこと、諸君として、砂川にゆきたいといふところの、砂川から福生町に申入れをしていただくといふことを

一議長石川信義君

と申しあげたわけであり。以上を報告を終ります。
す。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長石川信義君

ふくま質疑を終結いたします。
おはかりいたします。諸君第四号は委員長報告のとおり決す
に異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長石川信義君

「異議なし」と決のす。さうな諸君第四号
は委員長報告のとおり決定いたしました。

一議長石川信義君

おはかりいたします。お手もとに配布して
あります。とあり、牛浜商業会より螢光街路灯設置に関する請
願書が提出されていますが、本件は日程に追われ、議題とするべく

「異議ありませんか。」

「異議なし」と呼ぶ者あり

一議長石川信義君

「異議なし」と決の。さう決定いたしました。
是は日程第一福生牛浜商業会螢光街路灯設置に関する諸君諸君
第六号は議題に伏します。局長として諸君の朗読をいたさせます。

（町田議会事務局長朗読）省略

一議長石川信義君

衆議員吉田議員より本主旨の説明を求め
ます。

一十四番吉田清君

諸君の内容はつぎの通りです。ただ、たゞ事務局
長の朗読されたとおりで、牛浜に於ては、地理的には
福生町であるが、実質上はともすれば他の地区より遅れてある
という点も持つてあるわけがございます。今日、他の商店街に
なつていて、牛浜とソレを比べてもなるとか商店街を繁栄させ

ようという主旨のもと、町にできるだけのお力をお貸しいただき、蛍光灯を設置したいというところの主旨がござりまするかと。とござうしくご審議のほどお願ひいたします。

一議長（石川信義君）　こゝより紹介議員にまする質疑を行います。（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）　こゝにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては建設委員会に審査を付託し、詳細な審議を願うところでございますか、こゝに異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと決りさう決定いたしました。なお本件につきましては内会中の継続審査に付したいと思ひますか、こゝに異議ありませんか。

（異議なしと呼称あり）

一議長（石川信義君）　ご異議なしと決りさう決定いたしました。

一議長（石川信義君）　本日の日程は全部終了いたしました。

内会と宣する前に町長からご挨拶を願ひます。

一町長（瀬古清蔵君）　早朝よりご出席いただき、ご提案申しあげました議案に付しまして慎重ご審議いただき、ご可決いただき、お礼申し上げます。本日は大変ご苦勞さまでござりました。

一議長（石川信義君）　以上としまして昭和五十七年度第三回臨時町議会定例会を閉会いたします。長時間ご協力ありがとうございました。誠にありがとうございました。

午前十一時 三十二分散会
右会議の次第の因由の正確であることを証するため

こころ署より

昭和三十七年六月二十六日

福生町議会議長

石川信義

議員

高橋秀一

議員

笹本益夫

議員

細刈晋一



福生第拾五号

昭和四十二年 二月 二日



福生町議会議長

中西 虎 蔵

東京都知事

東 龍 太 郎 殿

会議録の送付について

昭和三十七年 第 五 回福生町議会臨時会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしま

したので。地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

五五

昭和七年六月二十日

福生町議会議員

石川信義

議員

高橋孝介

議員

佐本益夫

議員

細列晋一

以下の式、順式自前巻第一二三条第三項の賦定より教付の式とする。

臨時三十一年

五

回臨時町議会

開

会の会期は、前巻の式を照準の上より決定する。

会期は、次の通りとする。

東 齋 大 雅 題

東京府映華

中 西 太 蔵

臨時町議会議員

臨時四十一年

二

月

二

日

臨時四十一年

五五

昭和三十一年八月二十五日

第五回 福生町議会臨時会々議録

第五回臨時

五五